

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集結果について

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
①e-Gov	1 通
②電子メール	5 通
③郵送	0 通
計	6 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の政令案に係る意見 5 件
- ・その他意見 2 件

## 2 意見等の概要と意見に対する回答

No.	意見の概要	意見に対する回答
1	<p>イベント及びショップでの希少野生動植物種の販売に当たっては、当該個体の由来（飼育下繁殖又は野生採取）、原産国及びブリーダー名又は店舗名等を記載した環境省公認ステッカーを作成・普及させ、適正な流通の証として活用すべきではないか。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象外の内容となります、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、希少野生動植物種を販売又は頒布をする目的で陳列又は広告することは原則禁止されています。</p> <p>例外として、国際希少野生動植物種のうち、規制前に取得した個体などの条件を満たす一部の個体等については、個体等の登録を受けることで陳列をすることができますが、陳列の際はその個体等に係る登録票等の備え付けが義務付けられており、流通が可能な個体等の証明となっています。</p>
2	<p>絶滅のおそれのある野生動植物種の密輸や違法取引の取締りを強化してほしい。動物園や研究機関などで、保全や研究を目的として取扱われる場合には丁寧に判断してほしい。規制を行うだけではなく、これらの野生動植物を守る必要性について、教育や周知を進めてほしい。</p>	<p>今回新たに指定する国際希少野生動植物種も含め、種の保存法による個体の取引規制について適切な運用に努めていきます。また、動物園や水族館等とも連携し、絶滅危惧種の現状やその保存の重要性についても普及啓発に努めてまいります。</p>

3	<p>爬虫類や両生類を繁殖させる際、1匹のメスに対して複数のオスを用いて繁殖をさせることが多々ある。爬虫類の場合、直近で交尾したオスの子供と断定はできず、貯精という性質により過去に交尾した別個体の子供である可能性もある。またメスだけで有精卵を生む単為生殖する種もあるため、書面上のオス親が実際の親ではなくくなってしまう可能性もある。</p> <p>以上のような事例に対応するため、爬虫類及び両生類の規制適用日後の繁殖個体の親個体の登録を緩和してほしい。</p>	<p>今回のパブリックコメントの対象外の内容となります、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、個体等の登録を受ける際に当該個体の親である可能性のある個体が複数存在する場合は、それら全ての親個体の情報を記載いただいています。違法に捕獲された個体が国内に持ち込まれるインセンティブを減じるための措置であり、御理解願います。貯精による生殖又は単為生殖による個体について登録が必要となる場合には、環境省に御相談ください。</p>
4	<p>今回の国際希少野生動植物種の指定対象種であるホームセオレガメをはじめ、神経質な個体に対しマイクロチップを挿入する行為は大きなストレスとなると考える。挿入後の傷口から感染症を引き起こすこともあると聞く。</p> <p>そのような個体の負担に配慮して、爬虫類、特に小型種(およむね 2 kg 以下)のマイクロチップ挿入を全面的に免除してほしい。</p>	<p>マイクロチップの挿入を含む個体識別措置の手法及び対象については、有識者の意見や関連する技術の進展を踏まえ、今後必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
5	<p>改正案に賛成。ただし、今回の国際希少野生動植物種の追加対象種のうち、ホームセオレガメについては、極端に隠棲傾向の種であり、マイクロチップの挿入により個体への負担が大きい種である。そのため、今後の技術革新があった場合については、当該種の特性及び個体の福祉に配慮した個体識別方法の採用も検討いただきたい。</p>	<p>マイクロチップの挿入を含む個体識別措置の手法及び対象については、有識者の意見や関連する技術の進展を踏まえ、今後必要に応じて対応を検討してまいります。</p>

6	<p>今回の改正で対象種に入るホームセオレガメ (<i>Kinixys homeana</i>) は極めて神経質な性質を持つ種である。個体識別のためにマイクロチップを挿入した場合に健康上の問題を引き起こし、最悪の場合死に至る可能性もあると考えられる。個体に対する負担の大きな措置は動物福祉上も問題があるのではないかと考える。もっと柔軟な運用ができるようにすべきではないか。</p>	<p>マイクロチップの挿入を含む個体識別措置の手法及び対象については、有識者の意見や関連する技術の進展を注視しつつ、今後必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
7	<p>今回の改正で対象種に入るホームセオレガメ (<i>Kinixys homeana</i>) にはモリセオレガメ (<i>Kinixys erosa</i>) という酷似した種が存在しており、現状でもこの2種が混同されてペットトレードで流通していることがある。特に幼体から亜成体では見分けが難しい。今回はモリセオレガメは規制対象とならないが、規制後にホームセオレガメが対象外のモリセオレガメとして流通することで規制が有効に機能しない懸念があると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、取引監視の際には、ホームセオレガメ (<i>Kinixys homeana</i>) がモリセオレガメ (<i>Kinixys erosa</i>) として流通する可能性についても留意します。</p>